

# 2019年度 とちぎグローバル人材育成プログラム・基礎コース 募 集 要 項 (第2回募集)

大学コンソーシアムとちぎ

## 1. 事業の概要

とちぎグローバル人材育成プログラム・基礎コース（以下「本事業」という。）は、グローバルな視点で物事を考え、行動し、課題を解決することができる人材の育成を目的として、栃木県内の高等教育機関の学生を対象に、海外留学及び海外インターンシップ（以下「留学等」という。）の費用の一部を支援するものです。

## 2. 支援対象

在学中、(1)(2)それぞれ1回まで支援します。

- (1)海外留学（概ね3週間～）※3週間未満でも申請可
- (2)海外インターンシップ（2週間～）

## 3. 支援金額（上限額）

- (1)アジア地域 10万円まで  
（巻末の別表1「アジア地域に該当する地域・国」参照）
- (2)アジア地域以外 20万円まで

## 4. 支援対象経費

渡航費、保険料、査証取得料及び荷物送付料の実費額で、上記3の上限を超えない額（以下「支援金」という。）を支給します。

## 5. 募集人員

10名程度

※実際の支援人数は、事業全体の状況（留学先等）により変動します。

## 6. 支給方法、支給時期等

- (1)支援金は、大学コンソーシアムとちぎから直接学生に支給することとし、原則として本人名義口座への銀行振込とします。
- (2)支援金は、原則として留学等の前に支給します。（とちぎグローバル人材育成プログラム共通科目6単位の修得を確認後に支給します。）支払額を確認できる領収書等を添えて申請していただく事となりますので、注意してください。詳細は、採択後の通知で確認してください。

## 7. 応募資格

本事業に応募することができる者は、以下の要件すべてを満たす者としします。

- (1) 栃木県内の高等教育機関（巻末の別表2「とちぎグローバル人材育成プログラム・基礎コース対象校」参照）に在籍する正規生で、日本国籍を有する、または永住が許可されている者

ただし、海外インターンシップについては、将来的に栃木県内企業への就職を希望している外国人留学生も対象とします。

- (2) 「とちぎグローバル人材育成プログラム」の共通科目の単位を6単位以上修得（過去年度含む）している者又は年度内に修得可能な者
- (3) 当該留学等において、他の団体等からの支援金等を受給していない者。ただし、支援対象経費が重複していないケースは、認める場合もあります。

## 8. 留学等計画の要件

- (1) 令和2年1月から3月末日までに開始される留学等であること。
- (2) 留学先における受入機関（以下「留学先機関」という）がそれぞれの留学等開始前までに確保できる計画であること。

※留学先機関がない計画（視察等）は支援対象となりません。

## 9. 応募方法

応募者は、下記(1)で示すウェブページから、下記(2)に定める応募書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等の留学担当部署に提出してください。

- (1) とちぎグローバル人材育成プログラムウェブページ

<http://www.consortium-tochigi.jp/ryugaku.html>

- (2) 応募書類

2019年度とちぎグローバル人材育成プログラム・

基礎コース（第2回募集）申請書…1部

※電子媒体により在籍大学等の留学担当部署に提出（メール等でも可）してください。なお、審査に当たっては外国語の習得レベルも参考にしますので、外国語の検定、資格等を有する者は、証明書類をスキャン又は撮影して、PDF、JPG等のファイルにより併せて提出してください。

また、ファイルの容量はできるだけ小さくしてください。

- (3) その他

応募書類の作成には日本語を使用してください。

## 10. 在籍大学等への提出期限

令和元年11月8日(金)17時必着

## 11. 選考方法

書類審査により選考することを基本とし、必要に応じて面接審査を行います。

## 12. 選考における審査の観点

本事業の審査は、「グローバルな視点で物事を考え、行動し、課題を解決することができる人材」を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

### (1) 人物評価の観点

- ・ 留学等に対する強い意欲を有し、高い志を持っているか
- ・ 志を具体化するための能力等を有しているか
- ・ 留学の成果を地域に還元しようとしているか

### (2) 計画評価の観点

- ・ 本事業の趣旨に沿った達成目標であるか。
- ・ 計画内容やスケジュールは適切であるか。
- ・ 実現可能性が高い計画内容であるか。

## 13. 採否結果の通知

令和元年12月上旬に在籍大学等を通じて通知します。

## 14. 本事業に関する行事への参加

採択された場合は、海外留学等成果報告会（令和2年1月頃を予定）に必ず参加していただきます。

## 15. 留学等終了後の提出書類

海外留学・海外インターンシップ報告書を、帰国後1ヶ月以内に在籍大学等の担当部署にデータで提出してください。なお、報告書入力用データは、採択時に採択通知とともにお渡しします。

## 16. 申請書類の提出から支援までの流れ

### (1) 在籍大学等への提出期限

令和元年11月8日(金)17時必着

### (2) 大学等から大学コンソーシアムとちぎへの提出期限

令和元年11月14日(木)

### (3) 書面審査：令和元年11月下旬

※必要に応じて面接審査を行う場合があります。

### (4) 採否結果の通知：令和元年12月上旬

在籍大学等を通じ、応募者あてに通知します。

### (5) 留学等の開始時期

令和2年1月～3月末日

### (6) 海外留学等成果報告会

令和2年1月を予定していますが、日程及び内容等については後日お知らせします。

## 17. その他留意事項等

(1) 本事業は、学生の留学等を費用の面で支援する制度であり、留学先等の選定、留学等に必要な手続き、渡航、留学等の期間中の学修及び生活等は、本人の責任において行っていただきます。なお、現地の安全情報に十分注意し、留学等の期間中は随時状況確認ができるよう、在籍大学等及び相手先機関と連絡を密にするようにしてください。また、大学コンソーシアムとちぎ事務局より連絡する場合がありますので、事務局からの電話及びメールにも留意してください。

※ 電話番号、メールアドレスの変更については速やかに在籍大学へ届けてください。

(2) 本事業の支援金は、返済の義務はありません。ただし、次の事項に該当することとなった場合は、支給の取り消しや支給した支援金を返還していただくことがあります。

- ・当該留学等を行わなかった場合又は相当の理由が無く途中で取りやめた場合
- ・申請内容と実際の留学等の内容が大きく異なった場合
- ・その他支援金を支給することが不適当とみなされる事態が発生した場合

## 18. 個人情報の取り扱いについて

応募書類は返却しません。なお、本事業の募集や採用等に当たり提出された個人情報は、本事業のためにのみ使用します。ただし、この使用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関及び公益法人等に対し、必要に応じて情報を提供する場合があります。

## 19. 問い合わせ先

大学コンソーシアムとちぎ事務局

〒321-8505 宇都宮市峰町 350 (宇都宮大学 UU プラザ内)

電話：(028)649-5666

メールアドレス：postmaster@consortium-tochigi.jp

別表1 アジア地域に該当する地域・国

台湾、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、香港、インド、インドネシア、大韓民国、ラオス、マカオ、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム、アフガニスタン、東ティモール、モルディブ

別表2 とちぎグローバル人材育成プログラム・基礎コース対象校

足利大学	足利短期大学	宇都宮共和大学
宇都宮短期大学	宇都宮大学	宇都宮文星短期大学
小山工業高等専門学校	関東職業能力開発大学校	國學院大學栃木短期大学
国際医療福祉大学	作新学院大学	作新学院大学女子短期大学部
佐野日本大学短期大学	自治医科大学	帝京大学
獨協医科大学	白鷗大学	文星芸術大学